

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委) 一

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 ( ) 一

### 訓令

○埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委) 二

### 告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南部振興) 二

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (南西部振興) 二

○ (県央振興) 三

○ ( ) 三

○ (北部振興) 三

○県庁舎で使用する電気の購入に関する落札結果(管財課) 四

○管理美容師資格認定講習会の指

### 定

○管理美容師資格認定講習会の指

○大規模小売店舗の新設に関する

### 告示

○大規模小売店舗の変更に関する

○上里幹線土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 六

○県営土地改良事業川田谷北部地区(区画整理事業)事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧 ( ) 六

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 七

○さいたま都市計画区域区分の変更の縦覧 (都市計画課) 七

○警察ネットワーク接続用端末装置の貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 七

○建築協定 (川越建築安全センター) 九

(生活衛生課)

四

四

四

五

六

六

六

七

七

七

七

九

### 建築協定

(川越建築安全センター) 九

( ) 九

( ) 九

( ) 九

( ) 九

( ) 九

○開発行為に関する工事の完了公告 ( ) 一〇

○開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター) 一〇

( ) 一〇

( ) 一〇

(越谷建築安全センター) 一〇

( ) 一〇

( ) 一〇

## 規則

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年八月四日  
埼玉県人事委員会委員長 香川 實

### 埼玉県人事委員会規則一―五五

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―三)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項に次の一号を加える。  
十 退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年八月四日

埼玉県人事委員会規則一七一七

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

附則第六条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第三号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年八月四日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程(昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三 公平審理に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄42の次に次のように加える。

43 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年条例第十八号。以下「退職手当条例」という。)第二十一条第一項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。

44 退職手当条例第二十一条第三項の規定に基づき、口頭で意見を述べる機会を与えることに関すること。

45 退職手当条例第二十一条第四項の規定に基づき、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすること。

46 退職手当条例第二十一条第五項の規定に基づき、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月四日 埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日 平成二十一年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ネットワークあゆみ

三 代表者の氏名

近江 正弘

四 主たる事務所の所在地 埼玉県川口市北原台三丁目三番一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、家族、スタッフ、またそれらを支える地域の人々の声を活かし、障害を持つ人が、住み慣れた地域の中で、安心して豊かに暮らしていくための幅広い支援事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法

並びにインターネットを利用する方法  
(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦  
覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名  
称

特定非営利活動法人ハーモニー

三 代表者の氏名

大谷 由香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目一番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる世代の市民に  
対し、文化講座の開設や講師派遣、趣  
味やレクリエーション活動の提案を行  
い、市民の福祉活動や文化活動の向上  
に寄与するとともに生涯学習や子育て  
支援の手助けをすることを目的とす  
る。

埼玉県告示第千百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。  
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書(申請のあった日から二月間、県民生  
活部NPO活動推進課及び埼玉県央地  
域振興センターにおいて備え置く方法並  
びにインターネットを利用する方法(埼玉  
県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦  
覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名  
称

特定非営利活動法人維持管理支援セ  
ンター

三 代表者の氏名

濱 康之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市東間六丁目二二八番地

三

五 定款に記載された目的

この法人は、道路や橋梁、上下水道  
及び河川施設等の公共施設に対し、点  
検やパトロール等の維持管理を行い、  
施設の長寿命化と安全・安心な施設の  
管理・運営に寄与することを目的とす  
る。

埼玉県告示第千一百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。  
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書(申請のあった日から二月間、県民生  
活部NPO活動推進課及び埼玉県央地  
域振興センターにおいて備え置く方法並  
びにインターネットを利用する方法(埼玉  
県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦  
覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名  
称

特定非営利活動法人ギニアネットワ  
ーク

三 代表者の氏名

齊藤 信雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市中央三丁目五六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内の資源リサイ  
クル活動を通じて、ギニア共和国国  
民、とりわけ青少年の健康と福祉の向

上のため、ギニアSOSセンターの支  
援を行うことを目的とする。

埼玉県告示第千二百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。  
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書(申請のあった日から二月間、県民生  
活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地  
域振興センター本庄事務所において備え  
置く方法並びにインターネットを利用す  
る方法(埼玉県NPO情報ステーション  
(<http://www.saitamaken-npo.net/>))に  
より縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名  
称

特定非営利活動法人児玉郡市障がい  
者就労支援センター

三 代表者の氏名

佐藤 裕

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市小島南二丁目四番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者等に対し、雇用の機会を創出し、雇用の安定を図ることを通じて、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,700,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年5月28日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社F—Power 東京都品川区東五反田5丁目11番1号

5 落札金額

206,313,989円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札  
入札の公告を行った日

平成21年4月10日

埼玉県告示第千四百号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目一番二十五号  
財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

平成二十一年十月二十六日～十一月十六日までの間のうち三日間  
さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号  
埼玉県民健康センター

三 受講料

一万八千円

埼玉県告示第千五百号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目一番二十五号  
財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

平成二十一年十月二十七日～十一月十七日までの間のうち三日間  
さいたま市浦和区仲町三丁目五番

三 受講料

一万八千円

一号

埼玉県民健康センター  
平成二十一年十一月二十四日～十二月八日までの間のうち三日間  
さいたま市浦和区仲町三丁目五番

埼玉県告示第千六百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業1街区A1棟  
狭山市入間川一丁目三番二号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大規模小売店舗の設置者

独立行政法人都市再生機構 埼玉地域支社 地域支社長 伊藤 節治  
さいたま市南区沼影一丁目十番一号ラムザタワー五階

大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社セイジョー 代表取締役 塚本 厚志  
東京都府中市美好町二丁目十二番二号 外

ハ 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十二年三月二十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百八十六平方メートル  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計九〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計一〇六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四七立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前〇時から翌午前〇時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

平成二十一年七月二十三日

二 縦覧期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

所沢市東町八十六―二 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社東栄 所沢市大字上安松四百八十六番地

代表取締役 武藤 力夫

（変更後）株式会社東栄 所沢市くすのき台三丁目四番地の七

代表取締役 武藤 力夫

ハ 変更年月日

平成二十年三月十七日

二 届出年月日

平成二十一年七月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届  
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により  
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

所沢市東町八十六―二 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時(年間十日間 午前九時)

(変更後) 開店時刻 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一 午前九時三十分(年間十日間午前八時三十分)から

午後十一時三十分

駐車場二 午前九時三十分(年間十日間午前八時三十分)から

午後十時

(変更後) 駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十一年八月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年七月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺  
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千九百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九  
十五号)第三十条第二項の規定により、  
次の土地改良区の定款の変更を平成二十  
一年七月二十九日認可した。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

上里幹線土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡神川町

より県営土地改良事業川田谷北部地区

(区画整理事業)事業計画を変更したの  
で、同条第六項において準用する同法第  
八十七条第五項の規定により公告し、及  
び当該変更に係る土地改良事業計画書の  
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十一年八月五日から

平成二十一年九月一日まで

二 縦覧場所

桶川市役所

埼玉県告示第千百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九  
十五号)第八十七条の三第一項の規定に

埼玉県告示第千百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八一四一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市寿三丁目三三〇番地外十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二一八八・二九立方メートル



埼玉県告示第千百一十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す

る。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

さいたま都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

さいたま市見沼区島町の一部、大字大谷の一部、大和田町一丁目及び大字蓮沼の各一部、西区土屋、西遊馬の各一部及び宮前町の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、さいたま市都市局都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年八月四日から平成二十一年八月十八日まで



埼玉県告示第千百一十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年八月四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年1月1日(金)から平成26年12月31日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

3 入札書の提出場所等  
 れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2245 フラクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

イ 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年9月18日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

イ 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年9月17日（木）午後5時まで（必着）

(4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年9月18日（金）午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年9月18日（金）午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年9月14日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2（6）に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

イ 「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無



無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年8月20日(木)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of terminal device for police network access etc.

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., September 18,2009 By mail ; 5 : 00 p.m.,September 17,2009 In person ; 10 : 30 a.m., September 18,2009

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head- quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目十五番二号

加藤 実

二 建築協定区域

比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目八百六十七番五百七十一号他六筆

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目二番十号

太田 純一

二 建築協定区域

比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目六百六十四番四百一号他百十七筆

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二番九号

酒井 邦彦

二 建築協定区域

比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番五百二十三号他百三筆

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名  
比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目十三番四号

小幡 すぎ子  
二 建築協定区域  
比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目千四百四十三番四百二十六号他七十二番

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年二月十日

指令東整第二〇〇一二三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十八日

第二一〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字又五良四一

〇六一の一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾一四三

二

小久保 恒雄

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十年九月十九日

指令本整第一一二〇〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月三十日

熊建セ第十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字古郡字土井下六六七―二、六六七―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿四―三―一二

サン電子株式会社

代表取締役会長 池田 満

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 坂卷 一男

一 許可番号

平成二十一年七月七日

指令越建セ第二一〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十四日

平成二十一年八月四日  
埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年一月五日

指令行整第一五〇二八二二号

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十九日

熊建セ第百十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字間口字広畑八七九外二十筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市本町四丁目五番三二号 根岸産業株式会社

代表取締役 根岸 良明

明

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂卷 一男

一 許可番号

平成二十一年七月二十八日

指令越建セ第二一〇〇三四一号

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十八日

第一五七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中島八九一―六、八九二―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市八丁目三五五―七一 ボヌールII二〇一

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十四日

中島 祐巳

第一五〇―一号  
三 開発区域に含まれる地域の名称  
南埼玉郡宮代町大字東条原字坂ノ前四四九―七、―八、―九、―一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町川端二丁目七―一四

ファミリアンバサキ二〇二号

野本 和弘

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂卷 一男

一 許可番号

平成二十一年七月二十八日

指令越建セ第二一〇〇三四一号

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十八日

第一五七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中島八九一―六、八九二―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市八丁目三五五―七一 ボヌールII二〇一

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十四日

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

中島 祐巳

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二一―一 埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇―二 （代表）